

事務連絡
令和4年6月10日

各教育事務所学校体育担当
主任指導主事 殿

教育庁スポーツ保健課課長補佐

部活動におけるバス等の移動時の感染症対策について

部活動における感染症対策については、令和4年4月22日付け義教第99号で依頼しているところですが、部活動におけるバス等の移動時が要因と考えられるクラスターが発生しております。

つきましては、6月18日から地区中総体が始まることを踏まえ、生徒等が大会会場にバス等を利用して移動する際には、乗車前の検温や健康観察はもちろん、改めて下記に示した車中における感染症対策を徹底するよう、所管の市町村教育委員会を通し、各中学校、義務教育学校に対し指導願います。

記

【車中移動時における注意事項】

- ・バス移動の際は常時マスク着用とする。
- ・バスは外気循環とする。また時間を決めて窓を開けて換気する。
- ・バス内での飲食は控える。やむを得ず行う際には黙食を徹底し、飲食後はただちにマスクを着用する。
- ・顧問・監督・指導者および部員全員で上記対策を徹底する。

【その他】

大会等が連日になる場合は、日帰りの行程とすることに無理がないかどうか慎重に検討する。

<担当> 課長補佐 石田 充 TEL：023-630-2562 FAX:023-630-2893
--